公開質問状

愛媛県立弓削高等学校　校長様
地理歴史科担当教諭様

えひめ教科書裁判を支える会
共同代表　○○　○○　　㊞
　　○○　○○　　㊞
回答書の送り先
〒７９９－○○○○　○○○○○○

２０１２年１１月１６日

公開質問状の趣旨

私たちは、次代を担う子どもたちの教育問題、分けても教科書問題にかかわってきた市民団体です。

貴学校は、2013（平成 25）年度から使用する「地理歴史科」の「日本史Ｂ科目」の教科書として、『最新日本史』（明成社、2002 年検定本、以下『最新日本史旧版』）の使用を希望（選定）したことを『愛媛新聞』（8 月 23 日）の記事で知りました。『最新日本史旧版』を現在使用している高等学校は全国 5022 校中（私立高校を含む）わずかに 19 校に過ぎず、この数字は、圧倒的多数の高等学校及び教員らは、同教科書が子どもたちに適切な教科書ではないと判断していることを示していると思います。その理由は、別紙１「『最新日本史旧版』の選定に関する質問状」及び別紙２（「『最新日本史旧版』の選定に関する質問状」の説明及び資料」）並びに証拠甲１号証～同５号証で示ように、極めて問題が多い教科書であるからです。それにもかかわらず、貴学校及び教員らは、この問題の多い同教科書の使用を希望したことに大きな驚きと疑問を覚えます。そこで、貴学校及び教員らが、どのような理由で『最新日本史旧版』を希望（選定）したのかを確認するために、当公開質問状を送ることにしました。

つきましては、同封の別紙１「『最新日本史旧版』の選定に関する質問状」及び別紙２の「『最新日本史旧版』の選定に関する質問状」の説明及び資料」並びに証拠甲 1 号証～同５号証を参照していただきながら、別紙３「公開質問状の各質問項目に対する回答書」をお書きいただき、11 月末日までに上記宛まで同「回答書」をお送りください。別紙１と別紙２の頁は、通し番号にしています。

なお、貴学校及び担当教員らは、県立の教育機関として、公務員として、県民である私たちの当該公開質問状に誠実に答えること、つまり、説明責任を果たす義務を負っていることを申し述べておきます。

以上

別紙１

『最新日本史旧版』の選定に関する質問状

下記の各質問項目と別紙２（「『最新日本史旧版』の選定に関する質問状」の説明及び資料」）並びに証拠甲１号証～同５号証を読んでいただき、別紙３（公開質問状の各質問項目に対する回答書）に各質問項目に対する回答をお書きください。

具体的質問項目

一、 採択における公正な環境整備義務の不履行について

１、文科省「通知」が示す採択環境整備義務

文科省から各都道府県教育委員会教育長宛の「平成 25 年度使用教科書の採択について（通知）」（以下「採択について通知」）には、「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようにお願いします。」とあります。つまり、教育委員会は、採択において、適正かつ公正な環境を整備する義務を負っています（以下「採択における公正な環境整備義務」）。

さらには、この採択について通知に添付されている「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」（以下「宣伝に関する通知」）において、「他社の教科書の中傷・誹謀や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第 2 条 9 項の規定により指定された『不公正な取引方法』により、引き続き、禁止されております。」と採択関係者及び教科書発行者における禁止規定を示しています。

２、教育機関（学校）の「採択における公正な環境整備義務」

前記の「採択における公正な環境整備義務」は、第一義的には愛媛県教育委員会が負っています。しかし、愛媛県教育委員会教育長名による各県立学校長宛の「平成 25 年度使用希望教科書について（通知）」（以下「希望教科書について通知」）に、「教科書の使用を希望するに当たっては、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、調査研究を十分行い、適切なものを選定願う」とあるように、教育機関の貴学校も選定に関する採択における公正な環境整備義務を負っています。

３、「日本会議」の「不公正な取引方法」違反

証拠甲第１号証（「日本会議」の会報『日本の息吹』2010（平成 22）年 12 月 1 日に添付）及び証拠甲第２号証（『週刊金曜日』2012 年 6 月 29 日）は、『最新日本

史旧版』の発行者である明成社が、「日本会議」の「教科書事業」を担う出版部門であることを示しています。つまり、『最新日本史旧版』という商品において、「明成社」と「日本会議」は、独占禁止法における共同事業者（「事業者」とは、『有斐閣・法律用語辞典』によると、「事業を行う者の総称」であって、「事業」とは、「一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指す」とある）に該当し、よって、「日本会議」も、先の「不公正な取引方法」の禁止規定が適用されます。

「日本会議」の会報『日本の息吹』2010（平成22）年10月1日及び同年12月1日号の「シリーズ　いま、歴史教科書を考える」（証拠甲第３号証）において、明成社の教科書のよさをアピールする方法として他社の教科書の問題点を指摘しています。同様のことを一般の商品で行えば、直ちに名誉毀損などの損害賠償を請求される事件となるでしょう。つまり、同行為は、事実上の「他社の教科書の中傷・誹謀」であり、先の「不公正な取引方法」などに抵触します。また、証拠甲第２号証にあるように、「日本会議」の支部組織などが、採択活動を違法に行っています。

４、教育機関（貴学校）の「採択における公正な環境整備義務」の不履行

以上のことから、貴学校は、『最新日本史旧版』の共同事業者が、「不公正な取引方法」に抵触する違法行為を行っている理由から、『最新日本史旧版』を選定の対象から排除する責務がありました。ところが、貴学校は、この責務を怠っただけでなく、『最新日本史旧版』を選定するという二重の違法行為を行いました。

以上のことを前提に次の㋐㋑の質問にお答えください。

㋐　なぜ、「採択における公正な環境整備義務」上から必要な措置である『最新日本史旧版』を選定の対象から排除することを怠ったのでしょうか。

㋑　なぜ、「不公正な取引方法」違反を行った『最新日本史旧版』を選定（希望）したのでしょうか。

二、　「子どもの学習権」の観点を欠落させた選定の問題点について

１、「子どもの学習権」の保障を第一とする観点からの調査研究の必要性

子どもたちが使用する教科書を選定する際には、別紙２の説明①（「子どもの学習権」の観点を欠落させた選定の問題点について）に述べている理由から、選定の対象となる各教科の全教科書を、「子どもの学習権」の保障を第一とし、各教科の専門性と教育実践経験にもとづき調査研究を行う必要があります。

２、子どもたちの「判断力」育成に適した教科書の選定の必要性

前記の調査研究を踏まえ、そのうえで、貴学校の子どもたちに最も適切な教科書を選定することが必要です。その際に、別紙２の説明②（子どもたちの「判断力」育成に適した教科書の選定の必要性）で述べている理由から、子どもたちの「判断力」育成という観点からの教科書の選定が極めて重要です。

ところが、貴学校が選定した『最新日本史旧版』は、上記の観点から選定されたとは到底思われません。

以上のことを前提に次の㋒㋓㋔の質問にお答えください。

㋒　どのような観点で、「地理歴史科」の「日本史Ｂ科目」の教科書を調査研究したのでしょうか。

㋓　どのような理由で『最新日本史旧版』を貴学校の子どもたちに最も適切な教科書として選定（希望）したのでしょうか。

㋔　貴学校の選定手続の方法を、資料を添付し、説明ください。

三、　『最新日本史旧版』の編集・構成・記述内容の具体的な問題点について

１、歴史の移り変わりを総合的に理解するうえでの問題点

日本史教科書には、普通、歴史の移り変わりを総合的に理解するために、巻末に数ページを割いて「年表」を掲載し、時代区分、年代、天皇、将軍または総理、政治・経済・社会、文化、世界などの蘭が設けられています。ところが、『最新日本史旧版』は、この「年表」がありません。これは、子どもたちが、歴史の移り変わりを総合的に理解するうえで適切な教科書とはいえません。

上記を踏まえて、下記の㋕の質問にお答えください。

㋕　なぜ、歴史の移り変わりを総合的に理解するうえで適切な教科書ではない『最新日本史旧版』を敢えて選定したのでしょうか。

２、2001 年検定申請のままで、資料が 10 年前のもので古い

他社の教科書は、2005 年度の改訂版の検定申請を行ない、2005 年度検定で合格した後も、たとえば、「年表」に一年ごとに新しい出来事を加筆する訂正申請しています。ところが、『最新日本史旧版』は、2005 年度の改訂版の検定申請を行っておらず、その結果 2001 年以後の 10 年の出来事が「年表」などに追加されていません。たとえば、他社の教科書の大半は現行版で、3･11 震災と福島原発事故の問題が「年表」などで言及しています。つまり、『最新日本史旧版』は、2001 年以後の出来事についての記載がなく、他社の教科書よりも資料内容が古く、しかも、前記で述

べた「年表」さえもない、いわば“欠陥教科書”ともいえる代物で適切な教科書とはいえません。

上記を踏まえて、下記の㋖の質問にお答えください。

㋖　なぜ、“欠陥教科書”ともいえる代物の『最新日本史旧版』を敢えて選定したのでしょうか。

３、改憲右翼組織の「日本会議」の基本方針にもとづく記述の問題点

「日本会議」は、天皇による時間の支配（天皇中心主義の一つ）である元号法成立後に、「元号法制化実現国民会議」を改組した「日本を守る国民会議」が前身でした。そして、神道・仏教系宗教団体を中心とした「日本を守る会」と統合した団体です。

「日本会議」の前身である「日本を守る国民会議」は、たとえば、明治以後に本格化するアジア諸国の植民地支配・侵略・占領支配の加害行為に関する記述に対して、「日本に誇りがもてない」「光輝ある歴史は忘れ去られまた汚辱され、国を守り社会公共に尽くす気概は失われ」ると、これらの記述内容を批判し、削除させる運動を展開し、そのなかで、自らが「日本人として誇りがもてる」教科書を作成するとして、高校用の日本史教科書の『新編日本史』を作成しました（証拠甲４号証　『天皇の教科書　「新編日本史」の狙い』80 頁）。『新編日本史』の後継版が、『最新日本史旧版』です。

このような「日本会議」による『最新日本史旧版』の作成に至る経過及び理由ゆえに、根本的に、他の教科書の発行者により編纂された教科書とは、記述内容と教科書発行者としての違いがあります。その結果、『最新日本史旧版』には、別紙２の説明③（『最新日本史旧版』の編集・構成・記述内容の具体的な問題点について）で指摘する様々な問題の記述が派生するのです。

たとえば、あのいまわしい侵略戦争に人々を動員するうえに大きな役割を果たした国家神道の中核をなした天皇を祭神とする伊勢神宮・明治神宮や天皇（国）のための戦死した兵士などを祀った靖国神社・護国神社などが「日本会議」の主たる構成団体であり、これらの団体は、大日本国帝国憲法体制下で起こった出来事に対する反省がないばかりか、「古きよき時代」であると日本国憲法を改正（＝改悪）し、新憲法（＝大日本国帝国憲法的体制の復活）の制定を提唱し、大日本国帝国憲法的体制の復活を主たる目的としています。よって、それが、教科書の記述になって現れるのです（別紙証拠甲２号証、別紙２の説明③「『日本会議』の概要」参照）。

それは、下記の『最新日本史旧版』の記述や資料の問題点の概要（A～D）に端的に現れています（別紙２の説明③「『日本会議』の国家主義等の基本方針にもとづく記述・資料の問題点」及び証拠甲２号証参照）。

A 「年表」を削除し、代わりに皇統譜による「皇室系図」と「年号（元号）一覧」などに現れる「天皇中心の歴史観」にもとづく記述や資料。

B 日本国憲法をＧＨＱの押し付け憲法と位置付ける一方で、「大日本国憲法と教育勅語の賛美」する記述や資料。

C 「男性・支配者中心の歴史観」の一方で、「女性・民衆の歴史観の軽視」の記述や資料。

D アジア太平洋戦争を「大東亜戦争」と記述し、「戦争の目的」は、「自存自衛と大東亜共栄圏の建設」とする「侵略戦争の正当化」や「戦争美談」の記述や資料。

以上のことを前提に次の㋗の質問にお答えください。

㋗ なぜ、貴学校は、このような問題の記述や資料の多い『最新日本史旧版』を敢えて選定したのでしょうか。その合理的かつ客観的な理由を具体的にお答えください。

四、「採択変更」の所見に関する疑問点について

貴学校は、平成 25 年度から使用する「地理歴史科」の「日本史Ｂ科目」）を、現在使用している『詳説日本史　改定版』（山川出版社）から『最新日本史旧版』の変更を希望しました（以下「採択変更」）。同教科書は、「平成 24 年度使用　教科書目録」に搭載されていません。すると、前出の「希望教科書について通知」の別紙 1「平成 25 年度使用希望教科書報告書等作成要領」には、「①　平成 25 年度使用希望教科書のうち、『平成 24 年度使用　教科書目録』に登載されていない教科書について、『教科書研究の内容と観点』に基づき十分調査研究し、その結果を・・・・提出すること」とあることから、使用教科書を継続して選定した場合と比較して、より一層の「十分調査研究」が求められます。

『最新日本史旧版』は、「平成 25 年度使用希望教科書報告書」にもとづき教科書を選定する愛媛県教科書採択委員会の「教科書選定の基準」において、「(2) 昨年度採択されていない教科書で、今年度選定するものについては、特に慎重に審議すること。(3) 使用希望校数の少ない教科書を選定する場合は、特に内容を詳しく検討し、選定の根拠を明確にすること」ケースに該当しますので、この点からも、貴学校の「採択変更」は、合理的かつ客観的理由が求められます。

ところが、愛媛県教科書採択委員会が作成しました「平成 25 年度使用　教科書についての研究結果報告書」における『詳説日本史　改定版』（山川出版社）の「研究結果」と貴学校が提出しました「平成 25 年度使用希望教科書報告書」の「使用希望教科書についての所見」を比較すると、『詳説日本史　改定版』（山川出版社）から『最新日本史旧版』に変更した合理的かつ客観的理由が見出されません。それ

ばかりか、貴学校の「内容についての総合所見　選定の所見」では、別紙２の説明③の『最新日本史旧版』の記述内容の具体的問題点で指摘した点を逆に評価する所見となっているなど、日本史の教員としての基礎的知識・認識を疑わざるを得ない所見が示されています。

以上のことを前提に次の㋖の質問にお答えください。

㋖　「平成 25 年度使用希望教科書報告書」の「内容についての総合所見　選定の所見」で「コラムはとても効果的である」「歴史的思考力を培うための工夫が随所に施されており、本校の生徒にとって最適であると思われる」と記載する『最新日本史旧版』の具体的記述箇所とその合理的かつ客観的理由をお答えください。

以上

別紙２

「『最新日本史旧版』の選定に関する質問状」の説明及び資料

説明①

四、　「子どもの学習権」の観点を欠落させた選定の問題点について

１、「子どもの学習権」の保障を第一とする観点からの調査研究の必要性

①「子どもの学習権」

最高裁は、憲法第 26 条にもとづき、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」（学力テスト最高裁判決 1976 年 5 月 21 日）と判示し、「子どもの教育」の主体は、あくまでも子どもたちであるとし、その「子どもの学習権」を基本とすることが、「教育を施す者」の責務であることを明らかにしています。

②人権としての「子どもの教育を受ける権利」

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）第 28 条及び第 29 条に「子どもの教育についての権利」が謳われています。御存知のように、日本政府は、1994 年にこの条約を批准していますので、憲法 98 条（条約・国際法規の遵守）により、学校教育においても、この子どもの権利条約第 28 条及び第 29 条この趣旨にもとづく教育が行われる必要があります。

社会権規約委員会一般的意見 13 号 1 では、この「子どもの教育についての権利」として、「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」とし、「教育は、人格の全面的かつ調和のとれた発達を促す人権であると同時に、自由と平等が保障された平和な社会の形成を実現するために必要不可欠なもの」と述べています。

③教科書選定における「調査要素と具体的な観点」

以上のことを踏まえて、貴学校における教育が行われる必要があり、また、各教科の主たる教材である教科書の選定を行う必要があります。具体的には、次に示す「調査要素と具体的な観点」（以下「観点」）ことを念頭において、教科書を選定することが不可欠です。

（1）観点の事例

以上の点から、各学校における選定の際の観点は、下記のような貴学校独自

の観点が極めて重要です。それは、次のような観点が不可欠だと思われます。

調査要素（内容の選択・全教科共通）

㋐日本国憲法の基本原理である民主主義、主権在民主義、国際平和主義などの趣旨に即した内容になっているか。

㋑子ども権利条約、世界人権宣言などの国際条約などで謳われている子どもの人権を保障する内容になっているか。また、そのことを学ぶことができる内容になっているか。

㋒子どもの学習権にもとづき、子どもが自由かつ独立の人格として成長するために即した内容になっているか。

㋓アジアをはじめ国際社会における友好関係を深める趣旨に即した内容になっているか。

㋔内容は公正かつ正確で、各教科分野における科学的研究成果が反映された内容になっているか。

㋕執筆者からの一方的押しつけではなく、子どもたちが主体的に問題解決を図るための学習ができ、関心をもって自ら学び、思考力・判断力・表現力を養う読解力、知識・技能を身に付けることができる内容になっているか。

歴史科目の具体的な観点

ⓐ内容は公正かつ正確で、歴史的事実に則した内容になっているか。

ⓑ歴史的出来事や事件を多面的、多角的に考察した内容になっているか。

ⓒ歴史の大きな流れが系統的に理解出来るような内容になっているか。

ⓓ歴史的事実の羅列ではなく、歴史的諸事象が歴史的に形成されてきたものとして理解出来るようになっているか。歴史的事実、状況に到る原因が正確、公正に書かれている内容になっているか。

ⓔ自国中心的になることなく、世界史的な視野、とりわけ関係の深い東アジア史の中で、日本の歴史を位置づけ、捉えている内容になっているか。

ⓕ近隣諸国、諸地域との歴史的関係が、事実に則して、客観的に書かれている内容になっているか。

ⓖ世界の諸国、諸地域、諸民族の歴史が公正かつ正確に描かれている内容になっているか。

ⓗ南北問題、戦争と平和の問題、さまざまな差別、抑圧の問題など、現代社会の抱えている諸問題の歴史的原因を探求し、理解できるような内容になっているか。

ⓘ人権、民主主義、平和、平等、反差別等、現代世界の重要な価値・理念や、それを支える制度が、どのような歴史過程の中でつくり出されてきたか理解できるような内容になっているか。

ⓙ歴史の中に生き、歴史をつくってきた庶民、民衆の暮らしや文化が描かれ、また、さまざまな抑圧の中から諸権利を獲得していった努力やたたかいの過程が書かれている内容になっているか。

説明②

２、子どもたちの「判断力」育成に適した教科書の選定の必要性

① 日本教育の課題としての「思考力・判断力・表現力」

ＯＥＣＤ(経済協力開発機構､25 カ国加盟)のＰＩＳＡ調査などの各種の調査で、「思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題がある」との日本の教育の問題点が明らかになりました。

② 高等学校学習指導要領の改訂で「思考力・判断力・表現力」の重視

これを受けて、文部省は、「学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際，生徒の発達の段階を考慮して，生徒の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」(下線は､質問者) と高等学校学習指導要領を改訂しました。

③ドイツにおける「政治的判断力・行動力」の重視

ドイツのヴァイツゼッカー大統領は、「われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関りあっており、過去に対する責任を負わされているのであります。・・・・・過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。」（荒れ野の 40 年―演説 1985 年 5 月 8 日）と述べています。

ドイツ政府はこのような観点から、つまり、「人々の非政治的態度がナチズムを生んだ」との反省から、二〇世紀初頭、国家による「国民教化」として始まったドイツの公民教育を、戦後、市民ひとり一人の「政治的判断力・行動力」の獲得を促す政治教育へと変貌させ、歴史認識や右翼急進主義、マスメディアによる世論操作など、現実社会がかかえる問題を多様な視点から学ぶ取り組みがなされました。

たとえば、「政治的判断能力」を子どもたちが身につけることが不可欠だと、法的拘束力をもちませんが、「学校における政治科教育のナショナル・スタンダード」に、「現実の政治的問題や決定を、民主主義の基礎的価値と関係づけ、批判的に考察する能力。メディアが政治を演出する論理とメカニズムを分析する能力」などを求め（『ドイツの政治教育―成熟した民主社会への課題』87 頁、近藤孝弘名古屋大学院教育発達科学研究科助教授、当時)、「ドイツの教科書に見られる大きな特徴として、一方的な解説はできるだけ避けて、子どもたちに自分で確認・考える作業をさせるように工夫されている」（『軍縮問題資料』黒田多美子獨協大学教授、当時)

などにそれが示されています。

④『最新日本史旧版』は、特定の解釈を押し、「思考力・判断力・表現力」つける教科書

たとえば、事実関係の不整合をこえて『最新日本史旧版』が強調しようとしているのは、ヨーロッパ人の「領土的野心」です。このことについては、鎖国の項では本文に「宣教師は……布教のため日本を占領する計画まで一時は練っていた」と書いてダメを押しています。ここまでくると、著者が秀吉の朝鮮出兵さえも防衛的行動であるかのように主張したいために、ヨーロッパ人の領土的野心を強調しているという、ことの本質が見えてきます。

つまり、この著者は、抽象的語句をあたかもそれが事実であるかのように何度も重ねることによって、自分の一方的な考え方を生徒に押しつけようとしているのです。

前記の理由から、近年の教科書は、子どもたちが自ら自分なりの歴史像をつかみとるように、具体的な事実を提示する努力が行われています。『最新日本史旧版』は子どもの読みとりの自由を保障せず、あやしげな説をもちだして、ひたすら自分の解釈を押しつけようとしているのです。

このことは承久の乱の記述に典型的に表れています。白表紙本では、「承久の変」という古い表記を使い、乱の前に『新古今和歌集』編纂などの文化事業まで書き込んで後鳥羽上皇の改革を強調し、「一説には、上皇は三代将軍実朝とひそかに連絡をとり、鎌倉の武力も院のもとに再統制することを計画したが、実朝が暗殺されたので、上皇の計画は挫折したという」と注記までつけていました。「一般的とは言いがたい」「現在の学説状況に照らして、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている」という検定意見によって表記を訂正し珍説を取り下げましたが、「山は裂け海はあせなむ世なりとも君に二心わがあらめやも」（金塊和歌集）という和歌をとりあげて、実朝が後鳥羽上皇に畏服していたことをしつこく強調しています。

一般の授業では、ここでは北条政子の演説を通して鎌倉武士の主従関係のあり方を学習し、北条泰時の執権政治がそれを体制化していくことを学習します。ところが、この教科書は明恵が泰時に上皇の島流しは道理に背くと進言したエピソードをコラムでとりあげ、政子は本文中で北条氏を実家に持つ頼朝の妻として紹介されるだけです。このように承久の乱をあくまで皇室中心に描きたいという著者の姿勢が貫かれているのです。著者にとっては「建武の中興」にいたる皇室の権力奪回こそが、最も大切な歴史の筋道なのでしょう。

かくて、『最新日本史旧版』の承久の乱の記述は、戦前の教科書かと見まがうばかりの皇国史観的解釈をおしつけ、高校生の歴史認識を歪める内容になっています。このように、歴史研究の成果を無視した一方的な解釈を、生徒に注入するという意図をもって編集されたのが『最新日本史旧版』なのです。（「徹底批判　『最新日本史』」（編集　子どもと教科書全国ネット 21）を参照しました。）

髙嶋伸欣琉球大学名誉教授は、中学校歴史教科書である『扶桑社版教科書』に関

し、「判断力育成の教育に逆行」する教科書であるという指摘しています（証拠甲５号証（『朝日新聞』2009 年 11 月 14 日、『愛媛新聞』2009 年 11 月 15 日）。この指摘は、先に述べたように、『最新日本史旧版』にもそのまま当てはまります。

前記で、「調査要素と具体的な観点」として、「㋕執筆者からの一方的押しつけではなく、子どもたちが主体的に問題解決を図るための学習ができ、関心をもって自ら学び、思考力・判断力・表現力を養う読解力、知識・技能を身に付けることができる内容になっているか」を示しました。

また、「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」とし、「教育は、人格の全面的かつ調和のとれた発達を促す人権であると同時に、自由と平等が保障された平和な社会の形成を実現するために必要不可欠なもの」として、子どもたちの「学習権」の根幹をなし、それは、「生きる力」として不可欠な「判断力」の育成となるものです。

以上の点から、『最新日本史旧版』は、執筆者からの一方的押しつけがあり、「思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する」観点から、極めて不適切な教科書ということになります。

説明③

五、　『最新日本史旧版』の編集・構成・記述内容の具体的な問題点について

「日本会議」の概要

前身は「日本を守る国民会議」。保守系文化人、石田和外・元最高裁判所長官が呼びかけて 1978 年に結成された「元号法制化実現国民会議」が、元号法の成立後改組され、会長に加瀬俊一・元国連大使、運営委員長に作曲家の黛敏郎が就任しました。

1997 年 5 月 30 日に、神道・仏教系宗教・修養団体を中心とした「日本を守る会」と統合して日本会議となりました。初代会長は塚本幸一。塚本の死後は、空白を挟み稲葉興作が第 2 代会長に就任しました。そのため、政教分離の面からの批判があります。

学生団体である日本青年協議会（日本協議会）とは事務所が隣接しており、日本会議の事務局スタッフには日本協議会の出身者が多く、神社本庁とは「建国記念の日奉祝式典」や皇室関連行事などで共同活動が多く、人事交流も行っています。

日本会議の組織は、47 都道府県が 9 つのブロックで区切られ、各県に都道府県本部が、さらにその下に支部が置かれています。各都道府県本部には、専従で勤務する活動家が配置され、機関誌は、月刊『日本の息吹』で、連携する国会議員組織として、衆参両院・超党派の多数の国会議員が所属する日本会議国会議員懇談会（1997 年 5 月 29 日発足。2007 年現在の会長は平沼赳夫）などがあります。高校日本史教科書『最新日本史』を出版している事で知られる明成社も関連団体で、新刊広告が、機関紙の主な紙面に掲載されます。

2012 年時点において、下記の方針・取組みが行われている。

＊憲法の日本の伝統・国柄に基づく「改正」推進
＊「国旗国歌法」の制定の要求
＊「有事法制」の制定の要求
＊「公共心」「愛国心」「豊かな情操」教育等を盛り込んだ「新教育基本法」の制定要求
＊「首相の靖国神社参拝」の要求
＊「国立追悼施設」建設に反対
＊女系天皇を認める「皇室典範」制定に反対
＊「外国人参政権」に反対
＊「選択的夫婦別姓法案」への反対
＊「人権擁護法案」への反対
＊「自治基本条例」の制定反対
＊「尖閣諸島」における資源開発および領海警備を要求

等々。

以上は「フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia)』」を参照しました。

３、「日本会議」の国家主義等の基本方針にもとづく記述・資料の問題点

下記の問題点の指摘箇所は、「徹底批判　『最新日本史』」（編集　子どもと教科書全国ネット 21）のなかから選び文章をほぼ引き写したものです。また、証拠甲２号証の『週刊金曜日』も参照しました。

A　天皇中心の歴史観にもとづく記述・資料

天皇中心の歴史観としての「皇室系図」資料

『最新日本史旧版』は、前記の「年表」を削除した代わりに、皇統譜による「皇室系図」（279 頁）と年号（元号）一覧（278 頁）を掲載しています。

「皇室系図」には、神武天皇以降九第の実在しないことが明白な架空の人物を、実在した天皇と同格に扱い、歴史の事実に反します。『日本書紀』で即位していないことが明白な大友皇子を、『大日本史』などの後世の解釈によって、明治天皇が 1870（明治 3）年に天皇の名を贈って弘文天皇という名称で、歴代に数えています。これは、『日本書紀』にも書いてない名称で、古代史の史実に反しています。その一方で、後醍醐天皇から譲位された光厳（こうごん）天皇は、明白な天皇であるにもかかわらず歴代に数えられず、別系統の北朝の第一代にされています。

このように、「皇室系図」の歴代順の数字は、史実と伝承を区別しない、あるいは史実にもとづかない誤った歴史の見方が記載されています。これでは、子どもたちが、歴史を、天皇中心に理解するようになり、歴史を大衆（民衆）の視点から見たり、考えたりする視点が奪われ、偏った歴史観を持つようになり、歴史を総合的に客観的に理解できにくくなり、適切な教科書とはいえません。

伊勢神宮の本殿は法隆寺よりも古いのか

『最新日本史旧版』は、古墳時代で伊勢神宮や出雲大社の本殿について説明（28 頁）し、次の飛鳥時代で飛鳥寺・法隆寺の創建について説明（33 頁）しています。

しかし、飛鳥寺は 596 年に塔が完成し、法隆寺は 607 年に完成しています。このような仏教寺院の建築に影響されて、これまで山や岩石などの自然物を神として祭ってきた斎場に神社が建てられるようになったのです。出雲大社の造営は『日本書紀』によれば 659 年であり、伊勢神宮意の造営は『大神宮諸雑事記』によれば 690 年で、飛鳥寺・法隆寺の造営の後の時代です。つまり、飛鳥寺・法隆寺の創建は飛鳥（文化）時代で、出雲大社・伊勢神宮の造営は次の白鳳（文化）時代のことです。

このような詳しい事実を知らない高校生がこの教科書を読めば、日本では仏教寺院の建築よりも神社建築の歴史のほうが一時代古いのだと、史実とは逆に誤解してしまうでしょう。

また、伊勢神宮は、「皇室」の祖神として「天照大神」を祀っている神社で

あることを踏まえると、仏教寺院の建築よりも神社建築の歴史のほうが一時代古いと史実を逆に認識することで、日本の歴史を天皇中心に発展してきたと生徒たちに印象付けることにつながります。つまり、生徒たちは、史実と異なる理解をするだけでなく、日本の歴史を、天皇を中心にした極めて偏った歴史認識を持つようになってしまう危険性があり、適切な教科書とはいえません。

B 日本国憲法よりも大日本国憲法と教育勅語を賛美する記述・資料

〈大日本帝国憲法と日本国憲法〉

『最新日本史旧版』は、大日本帝国憲法の発布を、「ここに、アジアで最初の近代的立憲国家がうまれたのである」と強調していますが、それより 13 年も前の１８７６年にトルコでミドハト憲法が発布されています。

他社の教科書には大日本帝国憲法の立憲主義に様々なかたちで制限が加えられていたことが記されています。山川出版社の『詳説日本史』でも「天皇と行政府の権限がきわめて強いものであった」と書かれています。しかし『最新日本史旧版』には、天皇と行政府の権限が大きかったことの指摘はありません。

一方で、「国民は、議会を通して国政に参加する権利をあたえられ」たと記述されていますが、「有権者は全人口の１・１％にとどまった」ということは脚注に追いやられています。国民の権利についても本文には、「法律の範囲内で」「自由を認められた」と書かれているだけで、「法律の範囲内で」いかに制限されたのかという問題意識がまったく感じられません。

議会の予算審議権は、憲法により様々な制限がつけられましたが、このことは本文にはありません。貴族院や枢密院の果たした役割に関する記述も一切ありません。

民衆ではなく天皇や政治家など権力者の記述に重点が置かれています。憲法作成の中心人物として伊藤博文が持ち上げられていますが、憲法が国民には草案も示されず秘密につくられたことは書かれていません。

そして帝国憲法が日本の歴史と伝統をふまえたものであることが強調されています。

大日本帝国憲法の内容をゆがめて書いたうえで、この憲法を「民権派も評価し、多くの国民が歓迎した」と書いています。

戦後の日本国憲法の成立ではＧＨＱの指示が強調され、新憲法の画期的意義や国民がどうそれを歓迎したのかなどは一切出てきません。他の教科書では国民主権をはじめとする三原則を基本原則と位置づけて記述していますが、『最新日本史旧版』では「この憲法は、象徴天皇・基本的人権の尊重・主権在民・平和主義などの特色をもっている」と簡単に書くのみで、新憲法に関する記述の量は大日本帝国憲法と比べて僅かです。

〈教育勅語〉

教育勅語の全文が載せられ、本文でも勅語が「英・独・仏・中の各国語に翻訳されて海外に広く紹介された」と無批判に高く評価しています。教育勅語は、

忠君愛国を国民道徳としておしつける役割を果たしましたが、「伝統的な国家観と人倫道徳とを融合させた国民道徳の表明」だったと位置づけられています。

教育勅語に対し、「その後の国民精神の形成に寄与し」と述べています。

教育勅語でとりあげられている各徳目について、「忠孝・博愛・修学・遵法・義勇奉公などの教えを、天皇みずから国民とともに実践しようとする念願が示されていた」としています。しかし、よくとりあげられる教育勅語の「父母ニ孝ニ」以下の徳目は、勅語の中で個別にとりあげられているわけではなく、これらの徳目は「皇運ヲ扶翼スヘシ」に集約され、国民を天皇制の維持発展に奉仕させることが目的とされていたのです。他の教科書では、こうした教育勅語による忠君愛国教育の問題が指摘されています。

脚注には学校儀式の中に勅語が位置づけられたことが書かれていますが、いかに子どもたちに強制されたのかにはふれていません。授業での丸暗記をはじめ、学校の儀式の中で御真影拝礼・天皇陛下万歳・君が代斉唱と共に奉読された勅語は、子どもたちにとっては忘れられないものとなったのです。学校の儀式の中で、子どもたちに、感性の面から天皇への畏敬の念を培い、天皇・国家のために奉仕する精神を養った点で教育勅語は大きな役割を果たしたのです。こうした問題点にはまったくふれられておらず、教育勅語はひたすら美化されるのみです。

戦後のところでは「ＧＨＱの命令によって教育勅語の失効排除決議が国会でおこなわれ」とわざわざ書かれています。この文章が検定で問題にならなかったのには驚かされます。

教育勅語に関して占領軍が排除を指示した事実はまったくないからです。

教育勅語に対する人びとの批判は、戦後間もなくからおこっていました。新憲法の成立とともに国会でも問題となり、教育基本法の制定だけでなく、教育勅語の排除・失効を明確にする必要があったのです。当時参議院議員だった歴史家の羽仁五郎氏は、教育勅語が国民にとっていかに有害であったかを示すことが必要だと主張しました。

教育勅語の排除･失効に関する決議は1948年6月に衆参両院で行われました。この衆院の決議には「これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観にもとづいている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義にも疑点を残すもととなる」とあります。

戦後の教育勅語の失効排除決議まで記述している他の教科書は多くはありませんが、そのことを記述する場合は、教育界から国家主義者や軍国主義者が追放されたことや修身・日本歴史・地理の授業が一時停止になったことなどと結びつけて記述されています。ところが『最新日本史旧版』ではその点も切り離されているのです。

C　男性・支配者（天皇）中心の歴史観→女性・民衆を軽視した歴史観

女性を軽視した歴史観〈原始・古代〉

『最新日本史旧版』では、縄文文化を「世界的にみて最も高度な発達を遂げ

た文化」だったとして、土器文化や呪術を強調してとりあげています。しかし、土器文化などの水準の高さを抽象的に語っていても、自然と格闘し暮らす人びとの生活のようすは十分伝わってきません。そして、土器製作のおもな主体者だったと思われる女性にはまったくふれていません。

原始および古代の日本の女性の地位は特筆できることです。卑弥呼は邪馬台国の女主として知られています。その後、大和政権が成立したあとも、推古、持統、斉明、孝謙と数多くの女帝が活躍しました。それだけ古代の女性の地位が高かったということでしょう。ところが、女性に関する記述は、「結婚形態は、しばらくの間は夫が寝所のある妻方の家に通い（妻問婚）、一定期間をへると妻が夫の家へ移ることが多かった。」のみです。

〈中世〉

鎌倉時代、承久の乱がおこったとき、後鳥羽上皇の幕府打倒の呼びかけに動格する御家人に対して北条政子が演説し、鎌倉武士をまとめ幕府を勝利に導きましたが、『最新日本史旧版』はこのことにまったくふれていません。政子の演説のかわりに「明恵と承久の乱」というコラムをのせ、高山寺の僧明恵が語ったという「わが回は神代より天皇の治めたまうところ、国王の命令に反対すべきではない。しかるに武力で都が占領され、上皇を島にお移しするなどの処分があって、人々は嘆き悲しんでいる。」との言葉をのせています。女性の活躍を無視し、天皇の存在を強調するこの教科書の立場がよくわかります。

〈近世〉

江戸時代では、「身分制と家父長制」についてこう述べています。

「社会を支える生活共同体として家制度の果たした役割は大きかった。家族は家長を中心に団結し、家柄や家名を重んじ、家業を継ぎ、家の繁栄のために協力した。家長は、先祖の祭祀の主宰者として、家族に対して絶対的な権成をもっていた。」

「武家の女性は」とせず、単に「女性」と書き、庶民も合む女性全体に家父長制が徹底し、家父長制があたかも社会全体のしくみであったかのように述べていますが、これは誤りです。

〈近現代〉

自由民権運動について、一部の特定の男性民権家の政治運動という描き方で、抑圧状況のなかで参加した女性の姿が書かれていません。他の教科書は「女性民権家も生まれ、京都では岸田俊子がみずから演壇に立って男女平等を主張し、岡山の景山英子らは女性だけの結社をつくり活発に活動した。」と記述していますが、『最新日本史旧版』はまったく書いていません。

アジア太平洋戦争と女性については他社の教科書では「約２０万人の女性が挺身隊に集められ、多くの女性が従軍慰安婦にされた。」などの記述がありますが、『最新日本史旧版』には、「慰安婦」の事実がまったく書かれていません。

民衆を軽視した歴史観〈古代〉

奈良時代の民衆の生活に関して他社本では貧窮問答歌や、別れを悲しむ防人の歌などが載っていますが、『最新日本史旧版』では民衆の生活がわかる史料の呈示がわずかしかありません。防人の歌として選んでいるのは、なんと「おおきみの　みことかしこみ　いそにふり　うのはらわたるちちははおきて」という天皇賛美のことばをはじめにおいた歌です。

〈中世〉

鎌倉時代から室町時代の人びとは「惣（惣村）という組織をつくり、自治を強め、ある時は支配者に抵抗しました。人びとがこうした力を持つようになったのは、しっかり働いて農業生産を向上させ、自信を強め、農民同士のつながりを強めたからです。他社の教科書は、こうしたつながりの中で「惣（惣村)」をとりあげています。しかし、『最新日本史旧版』は違います。「錬倉時代末からこの時代にかけて、畿内とその周辺の地域では、地域的な自然村落を単位として自治的・自立的な組織がつくられた。このような村は惣あるいは惣村とよばれ」と書いたあと、別の小項目で、「この時期の農業の特徴は、生産性の向上のために集約化・多角化したことであった」と両者をバラバラに記しています。

〈近世〉

このような書き方は江戸時代も同じです。前半で農業の発展を書き、百姓一揆については江戸時代の終わりの頃の天保の大飢饉のところにたった五行だけです。同じページに二宮尊徳のコラムを載せ、「領主には減税を説き、農民には分を守っての徹底した節倹と勤勉を実行させるかれの指導は、天保の大飢饉にさいしても、近くの村々を援助するほど豊かな村を築いた。」と記しています。生産を上げる努力と協力は発展を阻むものへ目を向けさせ、農民の成長を促し、時には百姓一揆をおこすエネルギーとなり、幕府の政治に影響を与えるようになったことでしょう。関連なくバラバラに並べたのでは、政治、経済、社会、文化などの関わりが見えず、働く農民が歴史の中で成長し、歴史を変えていく姿が見えてきません。この教科書はそんなことよりも、二宮尊徳の言うように「分を守って」生きればいいのだと言いたいのでしょうか。

〈近代〉

名もなき民衆の運動はほとんど載せないということが一貫しています。例をあげてみると、幕末の世直し一揆、明治初期の地租改正反対一揆についてほとんど記述がありません。自由民権運動には比較的ページを割いています。しかし、板垣退助らの名はあっても、人びとがはじめて世論を結集し、約３０万筆の署名を集めた国会期成同盟の運動や、私凝憲法を起草する草の根の運動、困民党の運動などはほとんど扱われていません。また、米騒動の結果、寺内内閣が倒れたことは、「体調を崩していたため寺内内閣は退陣」とゆがめて書いています。さらに、大正政変で尾崎行雄や犬養毅は登場しても、シルクハットを

かぶって国会の周りに集まってきた都市の民衆はまったく登場しません。これでは明治・大正期の民衆運動を理解することはできません。また、大逆事件は載っていますが、幸徳秋水らが無実の罪で処刑されたことはまったく書かれていません。

〈戦後〉

戦後大きな論争になった講和問題については「非武装中立の全面講和論も存在したが、『冷たい戦争』の状況下では、ほとんど現実性をもたなかった。」と、全面講和をまったく否定する一方的な立場で記述しています。

他の教科書では一ページをつかい、「・・・米ソの対立の深まりのなかで、アメリカは日本が西側諸国とだけ講和を結ぶ『単独講和』の方針を決め、第二次吉田内閣もこれにそって西側への接近をはかった。アメリカは…中国やソ連などの反対を無視して、講和と同時に日米安保条約を結ぶ『単独講和』を推し進めた。これに対し、安倍能成や大内兵衛らの学者はソ連、中国をも合む『全面講和』、中立と国追加盟による安全保障を主張し、運動をはじめた。また、社会党や共産党なども『全面講和』を求めて運動を展開した。」と述べています。

戦後日本の岐路であり、やがて安保反対の大運動にもつながっていく意味をもったこの論争を、『最新日本史旧版』は意図的に消しているのです。

安保条約の改定については、「警察官職務執行法の強化や教員の勤務評定をめぐって、岸内閣は世論の攻撃を受けていて、同時期の新安保条約調印であったために、条約を批准する国会審議の過程で与野党の意見が激突し、昭和３５年（１９６０）２月、政府は野党欠席のまま強行採決にふみきった。」と述べています。これでは政府の立場を正当化するだけで、なぜ全国的な反対闘争がおきたのかという理由はわからないでしょう。

D 「侵略戦争の正当化」と「戦争美談」の記述・資料

〈日露戦争〉

１９０４～５年の日露戦争については、戦艦三笠艦上の東郷平八郎の絵が『新編日本史』（「日本会議」が最初に編纂した日本史、1986 年検定本）以来ずっと掲載され、日本海軍の「輝かしい勝利」が強調されています。この絵は、戦前の国定教科書の『尋常小学国史　下巻』（1921 年）及び『尋常科用　小学国史下』（1941 年）でも掲載され、「戦機高揚」を図るために「戦争協力の一環として」多くの画家に国が描かせて絵の一つである。これは、ポツダム宣言にもとづく「軍国主義・国家主義」を排除する一環として、これらの箇所が、墨塗りされたり、教科書自体が回収されたという問題のある絵（資料）である。

また「日本の戦勝が海外にあたえた影響は大きかった。小国日本が大国ロシアの南下をくいとめ、独立を確保したことは、中国の孫文やインドのネールをはじめとしてアジアの諸国民に自信を与え」と書き、日露戦争が日本の独立を守るための防衛戦争であり、アジアの独立運動に貢献したかのように描いています。これは「つくる会」教科書にそっくりであり、歴史の事実に反していま

す。
日清、日露戦争は日本が帝国主義国の一員としてアジア侵略にのりだしたものであって、日本は欧米帝国主義の被害者の側にいたのではなく、むしろ帝国主義の側に立ってアジアを帝国主義の支配のもとにくみこむうえで大きな役割をになったといわなければなりません。
また、国民の犠牲については、ここでもまったくふれていません。

〈第一次世界大戦〉

日本が「日英同盟のよしみから」参戦したことを強調しています。しかし事実は、他社の教科書も書くように、イギリスをはじめアジアでのドイツ武装商船撃破に限定して参戦を求め、のちにそれも取り消したのです。それにもかかわらず、日本はこれをチャンスとして目的を限定せずに参戦すると通告し、戦後、アジアでのドイツの領土や利権を手に入れたのです。
さらに「イギリスなどからの要請にこたえて海軍が地中海や大平洋各地に派遣され、商船や輸送船の護衛にあたった」という記述を加えて、日本の参戦の正当性を主張しています。
また一方、日本は第一次大戦がはじまった直後の１９１２年、中国に対し「二一か条要求」をつきつけました。これは中国の主権を侵害するものとして中国側の強い反対をひきおこしたものでしたが、その問題点をまったく指摘していません。日本に対する中国の民族的抵抗に対しては、「反日」「排日」などとレッテルを貼って敵視する態度で一貫しています。

〈中国侵略〉

中国国民政府の国内統一、主権回復をめざす当然のうごきを敵視して、中国への武力侵略による権益確保にのりだした田中内閣の山東出兵を当然のことと描いています。武力侵略の方針を決めた東方会議を、権益保護のための積極的な防衛措置と美化しています。その前段では、国民革命軍の北伐に対し出兵しない態度をとっていた幣原外交を「軟弱外交と攻撃する声が高まった」と述べて、暗に幣原外交を非難しています。
１９３１年の満州事変直前の記述は、「国民政府は、日本が保持する既得権益を回収して、国権を回復する政策に乗り出した」と大きく改められ、そのうえ「満州では反日運動が高まり、在留邦人や権益の被害が増加した」とあります。中国側が日本の既得権益を回収しようとしたために満州事変がおこったのだといわんばかりです。他社本では満州事変の原因が中国側にあると書くものはありません。
さらに「関東軍は武力で満州を中国から切り離すことを企図し」の前に「関東州および満鉄の警備を任務とする」をつけ加えたために、関東軍の企図はその任務からして当然という印象を与える文章になっています。
満州国については「五族協和を理想にかかげ」と無批判に書き、中国からはげしい反発あったこともはぶかれているため、その侵略性がほとんど見えません。「満州国」が日本の傀儡国家だったことは他社の教科書ではほとんど書か

れていますが、この点も『最新日本史旧版』ではほとんど書かれていません。
　慮溝橋事件では、日本軍が中国に駐留することが認められていたと書いています。政府の内地師団動員令について「居留民保護のため」と記述。第二次上海事変について、海軍士官が中国軍に殺害される事件がおこったため上海に派兵したという趣旨の注があります。
　南京虐殺は「日本軍によって非戦闘員に多くの犠牲者がでた」という注のみです。他社で書かれている南京虐殺、七三一部隊、三光作戦など加害の実態については、まったくふれられていません。
　また、日中戦争を太字の用語としては「日華事変」と書き表しており、正規の戦争ではないという当時の政府の言い分をそのまま鵜呑みにしています。

〈アジア太平洋戦争期〉

　アジア太平洋戦争を、「大東亜戦争」と表記しています。「戦争の目的として、自存自衛と東亜新秩序の建設をかかげた」と記述されています。大東亜会議については、詳しい注をつけ、「大東亜共同宣言」を無批判に資料として掲載しているので、江兆銘政権はじめ日本と結んだアジアの傀儡政権の側が正しいかのような印象を与えています。
　他社本では、大東亜会議を批判的にとりあげ、それが日本軍占領下の政権代表の会議でしかなかったことを指摘しています。日本の被害については詳しく述べていますが、アジアへの加害についての記述はほとんど皆無といってよいでしょう。
　中国・朝鮮からの強制連行の記述もなく、「徴用」として書いているのみです。他社では、朝鮮・台湾の皇民化政策、強制連行、東南アジア占領地域の支配の実態として物資の徴発・住民虐殺などについて述べているのとは対照的です。

〈沖縄戦〉

　沖縄が本土決戦のための捨て石とされ、沖縄戦が県民を見殺しにする作戦だったことや、軍による住民虐殺の事実が完全に無視され、学徒隊の「勇戦」と「県民が一丸となって抗戦」したことを強調する戦争美談につくりかえられています。

以上